

国 第 百 五 十 回
参 議 院 外 交 ・ 防 衛 委 員 会 会 議 録 第 四 号

平成十二年十一月二十二日(水曜日)

午後零時五十三分開会

委員の異動

十一月十七日

辞任

補欠選任

国井 正幸君

矢野 哲朗君

大沢 辰美君

立木 洋君

谷本 巍君

田 英夫君

出席者は左のとおり。

委員長

服部三男雄君

理事

山本 一太君

依田 智治君

海野 徹君

益田 洋介君

小泉 親司君

委員

鈴木 正孝君

松田 岩夫君

森山 裕君

山崎 力君

江本 孟紀君

松前 達郎君

吉田 之久君

田 英夫君

国務大臣

虎島 和夫君

(防衛庁長官)

政務次官

仲村 正治君

鈴木 正孝君

事務局側

常任委員会専門員

櫻川 明巧君

本日の会議に付した案件

○周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(服部三男雄君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、谷本巍君、大沢辰美君及び国井正幸君が委員を辞任され、その補欠として田英夫君、立木洋君及び矢野哲朗君が選任されました。

○委員長(服部三男雄君) 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。虎島防衛庁長官。

○国務大臣(虎島和夫君) 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第一条に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定めることと内容としています。

船舶検査活動につきましては、昨年四月、周辺事態安全確保法案の国会審議の過程で、別途立法措置を講ずることを前提として同法案から削除されましたが、その後、与党間で鋭意協議され、今般船舶検査活動に関する法案の要旨等について合意されたところであります。本法律案は、この合

意内容を踏まえ、周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事態安全確保法と相まって、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、船舶検査活動は、周辺事態に際し、国連安保理決議に基づいて、または旗国の同意を得て実施することを定めております。

第二に、船舶検査活動は自衛隊の部隊等が実施すること、及び、この場合において、当該船舶検査活動に相当する活動を行う米軍に対し、後方地域支援を実施することができることを定めております。

第三に、船舶検査活動の実施に際して、一定の事項を周辺事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画に定めることを定めております。

第四に、防衛庁長官が、基本計画に従い、船舶検査活動について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等による実施を命ずること等を定めております。

第五に、船舶検査活動の実施の態様等について定めております。

第六に、乗船して検査等を行っている者の生命等を防護するため必要最小限度の武器の使用ができることを定めております。

なお、附則において、自衛隊法及び周辺事態安全確保法について所要の改正を行っております。

以上が、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○委員長(服部三男雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号。以下「周辺事態安全確保法」という。)第一条に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事態安全確保法と相まって、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船舶検査活動」とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であって我が国が参加するものの厳格

な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の同意を得て、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要に応じ当該船舶の航路又は目的地若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において我が国が実施するものをいう。

（船舶検査活動の実施）

第三条 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百八十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊の部隊に対して後方地域支援（周辺事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する後方地域支援をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、周辺事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。

（周辺事態安全確保法に規定する基本計画に定める事項）

第四条 船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を周辺事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるものとする。

- 一 当該船舶検査活動に係る基本的事項
- 二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前後段の後方地域支援の実施に関する重要事項当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

（船舶検査活動の実施の態様等）

第五条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 船舶検査活動の実施の態様は、別表に掲げるものとする。

4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する周辺事態安全確保法第六条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

6 周辺事態安全確保法第六条の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三段の後方地域支援について準用する。

（武器の使用）

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法明治四十年法律第四十五号第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（政令への委任）

第七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

2 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第百条の十第一項中（平成十一年法律第六十号）の下に「又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第号）」を加え、同条第二項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」の下に「又は周辺事態に際して

実施する船舶検査活動に関する法律を、「後方地域搜索救助活動」の下に「又は船舶検査活動」を加える。

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正）

3 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「後方地域搜索救助活動」の下に「、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第号。以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

四 船舶検査活動法第二条に規定する船舶検査活動（以下「船舶検査活動」という。）

第四条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 船舶検査活動法第四条に規定する事項
第五条中「又は後方地域搜索救助活動」を「、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動」に改める。

別表（第五条関係）

番号	区分	実施の態様
一	航行状況の監視	船舶の航行状況を監視すること。
二	自己の存在の顕示	航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段（実弾の使用を除く。）により自己の存在を示すこと。
三	船舶の名称等の照会	無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。

四	乗船しての 検査、確認	船舶（軍艦等を除く。以下同じ。）の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者（以下「船長等」という。）に対し当該船舶の停止を求め、船長等の承諾を得て、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。
五	航路等の変 更の要請	船舶に第二条に規定する規制措置の対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長等に対しその航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請すること。
六	船長等に対 する説得	四の項の求め又は五の項の変更の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を行うこと。
七	等接近、追 尾	六の項の説得を行うため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

平成十二年十一月二十九日印刷

平成十二年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B